

第 5 条 梁の構造

構造耐力上主要な部分である梁は、次の各号に定める構造としなければならない。

1. 複筋梁とし、これにあばら筋を梁の丈の4分の3以下で、且つ、あばら筋の径の45倍以下の間隔に配置すること。但し、壁の一部を梁とする場合（以下これを壁梁という）は、壁の縦筋をあばら筋の一部として用いることができる。
2. 階数2以下の建築物におけるあばら筋は径は4mm以上の鉄線とすることができる。この場合、あばら筋の間隔は前号の規定による。
3. 屋根若しくは床（最下階の床を除く。）が木造である場合又は剛性が低い組立鉄筋コンクリート造の床である場合は、各階に次の各号に規定する壁梁を設けなければならない。
 - イ、壁梁の有効幅は、対隣壁間の中心距離の20分の1以上とすること。ここに対隣壁とは壁に相隣つて接着する二つの耐力壁（壁の長さが高さの30%以上で、その基礎及び梁がこれらに接する壁の基礎及び梁に連続し、且つ、その構造が第2条の規定に適合する控壁を含む）又は剛なラーメンをいう。
 - ロ、壁梁の幅は、その部分の壁の厚さ以上とする。

5・(1) 主筋の配筋法とあばら筋の最大間隔

(本文省略)

5・(2) あばら筋の最小径

(本文省略)

5・(3) 壁 梁

第1条第2項、第3項の解説の冒頭において強調したように壁式構造はラーメン構造に較べて一層剛性構造としての特徴を利用したものであるだけに、壁によつて構成された立面が剛であるばかりでなく、床によつて構成された平面も又剛であつて、その相互作用による立体的な剛性が保たれていることが重要な条件となる。この条件に欠けた建物は仮定した応力分布がみだされ、思わぬ所に早期な局部破壊を招き、建物全体の耐力をいちじるしく低下させることになる。これを防ぐために第6条ではつとめて剛性の高い鉄筋コンクリート造床を設けることを規定し、これによらない場合は水平面において剛な壁梁を設けなければならないことを規定した。

第 6 条 屋根及び床の構造

屋根及び床は、鉄筋コンクリート造又は剛な組立鉄筋コンクリート造の床としなければならない。但し、最下階の床及び階数が2以下の建築物における屋根及び床は、この限りでない。

第5条第3項の解説に述べた理由に基づき、剛性の高い床として鉄筋コンクリート造又は剛な組立鉄筋コンクリート造の床とすべきことを規定した。

但し最下階の階又は階数が2以下の建築物における屋根および床はこの限りではない。しかしその場合は最下階の床を除き第5条第3項による壁梁を設けなければならない。

なおいずれの場合でも一体式の鉄筋コンクリート造床を設ければ一番信頼性が大きいことはいうまでもない。

(1952・9・8)

“生産研究” 第4巻10号 (化学, 冶金特集号)

正 誤 表

頁	段	行	種 別	正	誤
3	左	13	本 文	ボルフィ	ポリフィ
〃	〃	24	〃	玉蜀黍中の	玉の蜀黍中の
〃	〃	下1	〃	ボルフィリン	ボルフィリン
〃	右	20	〃	アントシアン	アレトシアン
5	〃	9	〃	A ₁	A ₁
6	〃	19~20	〃	イソブチレン	イソブチレン
14	〃	〃	題 目	Micro-organic……Deci	Micro Organic……Dec
17	右	1	本 文	80%	90%
18	左	10~13	〃	諸種の反応曲線においてマクロ法との……従つて実験者が今少し……	諸種の反応曲線実験者がマクロ法との……従つて線において今少し……
18	右	20	本 文	削除(全部)	
25	左	2	〃	中止	中心
18	〃	下8	〃	MgCl ₂	MgC ₂
27	〃	24	〃	[SiO ₄] ⁴⁻	[SO ₄] ⁴⁻
29	右	〃	第9図	図が顛倒している	
33	左	4	本 文	ように……削除	E 1/2 (V. c. s. c)
〃	右	〃	第1表	E 1/2 (V. u. s. c)	(C. M. E. 滴下極)
34	〃	〃	第10図	(D. M. E. 滴下極)	
〃	〃	〃	本 文	R ₁	R _p
43	右	下4	〃	HO(CH ₂ -CH ₂ -O) _n ・C ₁₂ H ₂₅	HO(CH ₂ -CH ₂ -O) _n OCC ₁₂ H ₂₅
47	〃	16	〃	O. T. M. A. C	O. T. A. C
〃	〃	D-2	第5表	D. T. M. A. C	D. T. M. C
〃	〃	F-2	〃		